

社会福祉法人静方会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

目標1:計画期間内において、女性職員の育児休業率100%を維持するとともに、男性職員の産後パパ育休・育児休業取得者を増やすことをめざす

《対策》

令和6年4月～ 制度理解を深めるためのチラシを作成し、社内掲示板等に掲示する

目標2:子育てや介護しやすい社内環境整備および社員への周知

《対策》

令和6年4月～ 育児・介護にて家庭環境に変化が生じた場合、希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施を行う。

目標3:年次有給休暇の取得しやすい環境をつくる

《対策》

令和6年4月～ 職員全体会議等において年次有給休暇の取得を促し、年次有給休暇の取得率向上を図る。随時、取得状況を把握し、未取得者へ働きかけをする